

第124回香芝市都市計画審議会要約会議録

- 1 招集年月日 令和元年12月25日午前10時から午前11時00分
- 2 招集場所 本市役所3階第1会議室
- 3 議事

(1) 議案審議

- 1) 第1号議案 大和都市計画ごみ焼却場及びその他の処理施設の変更について（香芝市提案）・・・原案承認
- 2) その他案件 特定生産緑地の今後の運用について（報告）

第1号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問	施設自体の工事が進んでいるなかで、敷地の不整合が発生したため都市計画変更をするということか。
回答	現在は設計の段階で、測量でずれが生じることが判明したため、都市計画変更により整合を図る。
質問	敷地改修に伴う諸手続きはしているのか。
回答	建築確認申請、砂防申請、宅造申請は並行して行っている。
意見	文化財の手続きはどうか。包蔵地ではないが、付近にはたんだの樁の平野千軒で、集落があったとされ、送迎山城もある。切土盛土を伴う場合は、文化財係との協議をお願いします。
回答	文化財の包蔵地ではないが、手続きについては再度確認し、必要があれば担当課と協議する。
質問	新施設の炉の規模が小さくなった理由を知りたい。
回答	焼却炉の算定は、一般廃棄物処理計画のなかで予測したごみの量を基に、環境省の算定式に従って炉の規模を決定している。

その他案件について、次のような質問や意見、回答があった。

質問	所有者は何名おられて、連絡がつかない方もいらっしゃるのか。また、これまで受けている質問の内容を教えてください。
回答	所有者については連名でお持ちの方もおり、約170名程度。連絡がつかないと予測される方は、現在調査しているなかではない。よく受けている質問は、指定時期のスケジュール、特定生産緑地の制度、一筆だけでも指定できるのか、などがある。
質問	特定生産緑地の指定についても都市計画審議会で審議するのか。それとも生産緑地の解除のときだけ審議するのか。
回答	生産緑地の解除は都市計画変更となるので審議案件となるが、特定生産緑地の指定は都市計画決定ではないため、意見聴取となる。
質問	非特定生産緑地の場合も審議はしないのか。
回答	所有者の意思表示で事足りる。
質問	香芝市として生産緑地をどのように位置づけているのか。今後是非示していただきたい。
回答	市の方向性については今後、お示しさせていただきます。
意見	平成4年のときも、市の方向性は示されていなかったと思うが、地権者の判断材料となるので今後示していただきたい。周知について、一部の人間だけが知っているということにならないように、説明会を開いていただきたい。
回答	説明会については、生産緑地の所有者へ個人宛に通知を行う。